

2024年4月24日改訂
立命館守山中学校・高等学校
校長 岩崎 成寿
中学生徒部主任 渡邊 正樹
高校生徒部主任 辻 大樹

2024年度クラブ活動運営方針

本校は、中高一貫教育のもと、正課のみならず課外活動にも重点を置いた取り組みを積極的に推進し、全国や世界の大会に出場する優れた実績を挙げるクラブや、特色ある活動を展開するクラブを多数輩出してきました。それらは、生徒の心身の成長に寄与すると共に、全構成員の学校アイデンティティの醸成、学校の社会的評価の向上にも貢献してきました。

2014年に制定した「立命館スポーツ宣言」は、「スポーツを通じて、自由にして進取の気風に富んだ国際平和と国際交流に寄与することのできる地球市民の育成に努める」と共に、「スポーツをとおした全人教育を実践するとともに、クラブ・サークルをはじめとした課外自主活動の振興・発展と環境整備に努める」ことを掲げており、こうした考え方は、学術や文化活動を含むすべての活動に共通する基本的理念として、立命館学園全体で共有化されています。

また、2018年以降、学校の教育活動におけるクラブ活動のあり方が改めて問われる中、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁は「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を発表、国公立を問わず全国の学校が守るべき方向性を示しました。

こうした状況をふまえ、昨年度に引き続き、2024年度クラブ活動運営方針を定めました。今年度、本校のすべてのクラブは下記方針に則り、活動目標や年間方針、年間・月間計画を作成、活動するものとします。

記

1. クラブ活動を通じて育てたい力

- ① 自主的・自発的に物事に取り組み、創意工夫をもってあきらめずに最後までやり遂げる力
- ② 他者の意見を尊重し、協力しながら、組織を民主的に運営する力
- ③ 地域・社会に貢献する力

2. クラブ運営上の留意事項

(1) 健康・安全への配慮および適切な指導の実施

- ① 天候や気象に配慮した指導、怪我や事故の未然防止、緊急対応などを想定した講習・演習の実施、AED設置などの安全環境整備などを通して、生徒の健康・安全を確保する取り組みを積極的に進めます。
- ② 寝不足や食生活の偏り等、日常生活における体調の自己管理、ヘルスケアの自覚を高める指導を行います。
- ③ 生徒の人格を尊重し、体罰の全面否定はもちろん、ハラスメント行為の根絶を徹底します。

(2) 効率的・効果的な練習の徹底

- ① 特に運動系クラブにおいては、競技力向上を目指し、競技種目の特性や目的に沿った科学的なトレーニングの積極的な導入を図ります。
- ② 成長期にある生徒の心身の健康の保持増進と体力の向上への正しい知識を持ち、生徒との円滑なコミュニケーションをはかりながら、効果的・効率的な練習を行います。

(3) 自主的・民主的な組織運営

- ① クラブ活動においては、生徒の自主的・自発的な意思により運営することを重視します。
- ② 方針や計画、組織内ルールの方針策定にあたっては、話し合い、決めたことを守る民主的運営を大切にします。顧問・コーチはそれを指導・支援します。

3. 活動時間の適正化および休養日の設定

生徒がクラブ活動と学業・食事・睡眠とのバランスのとれた生活を送れるよう、すべてのクラブが以下の基準を守ります。時間をコントロールし、有効に活用しましょう。

(1) 活動時間の適正化

- ① 各クラブは短時間で効率的な練習となるよう、工夫と努力を行います。
- ② 完全下校時刻（校門を出る時刻）は、下表の通りとします。

	分類	時期	完全下校時刻
中学	全クラブ	通年※	17:30 (※1～3月に17:10の設定あり)
高校	一般クラブ	通年	18:30
	指定クラブ	通年	19:00

- ③ 学校始業前のクラブ活動は原則禁止とします。ただし、高校においては、特別な事情があると校長が判断した場合、時期を限定して認めることがあります。
- ④ なお、高校始業（9:20）前に高校生個人が自発的に取り組む練習等については規制しません。ただし、怪我のリスクがない練習内容であること、他者からの指示や強制でないこと、授業運営に支障がないことを条件とします。また、施設の使用については体育等の正課授業が優先となります。
- ⑤ 中学校の自主練習（自主活動）は禁止とします。
※自主練習とは、活動の予定されていない平日の放課後に個人で活動すること、または休日の活動が始まる前や終了した後に個人で練習等を行うこととします。

(2) 休養日の確実な設定と活動時間の目安

- ① 学期中のクラブ活動の休養日設定は、下表の通りとします。

	分類	説明	活動時間の目安
中学	一般クラブ	・学期中は、平日2日休日1日以上活動休養日を設ける。 ・休日に公式試合等が入った場合は、休養日を平日に振り替える。 ・休日の活動時間は、3時間以内とする（公式試合を除く）。	週9時間程度
	中高一貫指定クラブ	・学期中は、平日1日休日1日以上活動休養日を設ける。 ・休日に公式試合等が入った場合は、休養日を平日に振り替える。 ・休日の活動時間は、3時間以内とする（公式試合を除く）。	週11時間程度
高校	一般クラブ	・学期中は、平日1日休日1日以上活動休養日を設ける。 ・休日に公式試合等が入った場合は、休養日を平日に振り替える。 ・休日の活動時間は、4時間以内とする（公式試合を除く）。	週12時間程度
	指定クラブ	・学期中は、週1日以上活動休養日を設ける。 そのうち月に2回以上、休日の休養日を設けることとする。 ・休日の活動時間は、6時間以内とする（公式試合を除く）。	週20時間程度

※ 中学校においては、1週間を通じて完全下校時刻が短縮される1～3月に平日の活動日の1日追加を可とします。

※ 「休日」とは、土曜日・日曜日・祝日等、授業・学校行事が実施されない学校休業日を意味します。

※ 定期考査直前の活動停止期間は、上記規定の休養日には含みません。

※ 「高校・指定クラブ」とは、吹奏楽、サッカー、アメフト、陸上競技、硬式野球、バスケット（男）、ハンド（女）、ソフトテニス（男）、バトンを指します。

※ 「中学・中高一貫指定クラブ」とは、吹奏楽、アメフト、陸上競技、ハンド（女）を指します。

- ② 「活動時間」とは、練習だけではなくクラブとして取り組むすべての活動（ミーティング、勉強会等も含む）の時間とします。
- ③ 各クラブ顧問は、月間活動予定表を前月の指定された期日までに生徒部に提出する必要があります。
- ④ 長期休暇中の下記期間においては、生徒・教員の休養確保の観点からクラブ活動は全面休止とします。
・お盆 8/13（火）～8/16（金）の4日間、年末年始 12/30（月）～1/3（金）の5日間

※ 上記規定は部員・顧問をはじめすべての関係者が遵守すべきルールです。本件について質問・意見がある場合は、生徒部教員までご相談下さい。

※ なお、上記規定を越える特別な事情がある場合は、生徒部に相談・申請の上、校長承認により認められることがあります。（別途申請が必要）

以上